

# 「海外に向けた京都創生の発信に係る文化人インタビュー」業務委託仕様書

## 1 事業の目的

京都創生担当では、京都の財産である歴史・文化・景観を守り、未来に受け継ぐため、国内のみならず海外の人々にも京都ならではの魅力や価値を発信することで共感の輪を広げ、力になっていただくことを目的として、海外からの寄附の獲得や、グローバルな関係人口の創出に取り組んでいる。令和6年3月には海外向け情報発信サイト「Preserve Kyoto」を設置した。

本事業では京都の持つ文化的な「価値」、「魅力」を調査し、広く発信するために京都市内で活躍する文化人、知識人への公開対談形式インタビューを実施し、対談内容を京都の魅力や哲学、精神性、美意識等を発信するコンテンツ（日本語・英語）として制作することを目的とする。

(参考) Preserve Kyoto ページ

<https://preservekyoto.city.kyoto.lg.jp/>

## 2 前提条件

- (1) 京都の文化、歴史等について十分な知識を有し、上記目的にかなうインタビュー対象（京都の文化人）について招聘可能な関係性を有すること
- (2) 海外の京都ファンのニーズを把握し、上記目的を達成する記事作成、翻訳、クリエイティブスキルを有すること  
※海外の雑誌、サイト等での業務実績がある、海外拠点を有するなど、海外での日本文化等の発信の実績を重視します。
- (3) 委託業務の中で発生したトラブルや事故についてはその大小にかかわらず、速やかに発注者に報告・相談するとともに、適切な対応をとるよう努めること。

## 3 委託業務の内容

### (1) 文化人インタビューの実施

京都の持つ文化的な「価値」、「魅力」を語るができる文化人を2人以上招聘し対談形式のインタビューを実施すること。

※インタビューテーマは任意とするが、京都の「伝統文化・芸能」「伝統産業」「景観」等京都の文化的価値、魅力につながるものとする。

※インタビューは外部からの招聘、内部（提案者の所属する組織の人材）等を問わない。招聘に係る謝金、交通費等は受託事業者が支払うこと。

※インタビューの場所や対談形式以外のインタビュー方式は限定しないので提案書の中で効果を高めるインタビュー方法についての工夫を示すこと。

※参加者を募る公開型の形式にする場合は、参加者の募集に係る事務は受託者においてすること。

### (2) 文化人インタビューコンテンツ作成

インタビュー内容について、WEBで配信できるフォーマットで日本語、英語で記事作成をすること。なお、記事の分量等については、上記 Preserve Kyoto ページの既存の記事を参考に提案し、詳細は契約時に本市と協議の上決定する。

※コンテンツ作成業務には、当日の写真撮影、画像加工、編集デザイン、記事

作成、翻訳、インタビューへの記事内容の確認校正等を含む。

#### **4 成果物及び実績報告について**

本業務における制作物は、その所有権及び著作権に関して事前に本市と協議し、それらが本市に帰属する場合には、令和8年3月31日までにデータで納品すること。

#### **5 再委託の禁止**

受託者は、業務履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないが、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

#### **6 個人情報の保護**

(1) 受託者及び業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例（平成5年4月1日京都市条例第1号）を遵守するとともに、本業務の履行において知り得た個人情報については、契約期間中のみならず契約期間終了後においても、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。

なお、本件業務の実施に当たっては、別に定める「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

(2) 本業務の履行において知り得た個人情報を、第三者に漏えいしてはならない。

#### **7 損害賠償**

受託者の故意または過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。

#### **8 その他**

(1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。

(2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

(3) 本仕様書及び個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書（別紙）に定めのない事項は、本市と協議し、その決定に従うこと。

(4) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

(5) 受託者は、本仕様書に記載されている事項のほか、本市の条例や規則等を遵守すること。

(6) 本業務の遂行に当たって何等かのトラブルが生じた場合には、誠意を持って対応すること。